

(趣旨)

第1条 この告示は、中央東線の利用促進及び進学を契機とした人口転出の抑制を図るため、県外の大学等に鉄道を利用して通学する者に対し、その通学定期券購入費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、[甲斐市補助金等交付規則\(平成16年甲斐市規則第48号\)](#)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 甲斐市在住者 甲斐市の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (2) 通学定期券 竜王駅又は塩崎駅から鉄道を利用して県外の大学等に通学するための学割の定期券をいう。
- (3) 大学等 [学校教育法\(昭和22年法律第26号\)](#)に定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、甲斐市在住者であって、[次の各号](#)のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成29年4月1日以降に、竜王駅又は塩崎駅から鉄道を利用して県外の大学等へ通学を始めた者
- (2) 鉄道会社から通学定期券の発行を受けた者
- (3) 市税等を滞納していない者(生計を一にする世帯に属する者も含む。)
- (4) 山梨県が提供する県内就職に資するメールマガジンに登録した者。ただし、登録できる環境を有しない者は除く。
- (5) 山梨県が定めるアンケート調査に回答することを誓約した者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、通学定期券の購入額の2分の1以内とし、月額に換算して、1月当たり1万円を限度とする。

2 [前項](#)の補助金の算出に当たり、1月に満たない月の補助金の額は日割り計算により算出する。

3 [前2項](#)の規定により得られた金額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の対象期間)

第5条 補助金の対象期間は、補助対象者が通学する大学等が定める修業年限以内とする。

(補助金の申請期間)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、購入した通学定期券の通用期間内に1回申請するものとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 申請者は、通学定期券の購入後、甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書([様式第1号](#))に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 通学定期券の写し
- (2) 大学等に在学していることがわかる書類
- (3) 住民基本台帳及び市税等の収納状況の確認に関する同意書([様式第2号](#))
- (4) 誓約書([様式第2号の2](#))
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、[前条](#)に規定する申請があった場合においては、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金交付決定通知書([様式第3号](#))又は甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金不交付決定通知書([様式第4号](#))により申請者に通知するものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定により補助金の交付を決定した者(以下「交付決定者」という。)に対して、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、交付決定者が[次の各号](#)のいずれかに該当したときは、その補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 通学定期券を第三者に貸与し、又は売却等の行為を行ったとき。
- (3) 補助金交付決定後の補助対象期間中において、通学定期券の払戻しをしたとき。
- (4) [第3条](#)の規定に該当しなくなったとき。
- (5) その他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、[前項](#)の規定により補助金の返還を命ずるときは、甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金返還通知書([様式第5号](#))により交付決定者に通知するものとする。この場合において、補助金の返還額は、通学定期券の利用日数等を考慮して市長が決定するものとする。

3 市長は、[前2項](#)に規定する補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還により、交付決定者が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(実証調査の実施)

第10条 市長は、本事業に係る予算の執行の適正を期すために必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は当該職員に実証調査を行わせることができる。

(協力)

第11条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて情報の提供及びその他の協力を求めることができる。

(情報の公開)

第12条 市長は、[前条](#)の規定により得た情報について、個人名を除き、公表することができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(申請期間に係る経過措置)

3 この告示の施行の際現に通学定期券を購入し、平成29年4月1日から鉄道を利用して県外の大学等に通学を始めていた者については、[第6条](#)の規定にかかわらず、平成29年4月1日から公布の日前までの間に通用期間が経過した通学定期券の購入に係る補助金の申請は、公布の日から4月以内に限り行うことができる。

附 則(平成31年4月1日告示第63号)

この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日

附 則(令和2年3月26日告示第44号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日告示第78号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月24日告示第52号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

申請(請求)者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書

甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請及び請求します。

学 校 名 等	(学 年)			学 校		
入学開始年月	年 月			所 在 地		
鉄 道	利用 区間	() 駅	通用 期間	年 月 日	新規 ・ 継続	購入金額
		~ () 駅		年 月 日 (箇月)		円

【添付書類】・通学定期券の写し

- ・大学等に在学していることがわかる書類(在学証明書等)
- ・住民基本台帳及び市税等の収納状況の確認に関する同意書(様式第2号)
- ・誓約書(様式第2号の2)

補助金申請額・請求額	※ 円
※欄は、この用紙を受付窓口にて提出する際、職員に確認の上、記入してください。	

振 込 先	金 融 機 関 名		本 支 店 名	
	種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	
	(フリガナ) 口 座 名 義 人			

※口座名義人は、申請(請求)者と同一であること。

※必ず通用期間内に申請すること。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

住民基本台帳及び市税等の収納状況の確認に関する同意書

私及び私と生計を一にする世帯に属する者は、甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金の申請に伴う審査のために、市が私及び私と生計を一にする世帯に属する者の住民基本台帳及び市税等の収納状況を確認することに同意します。

住 所 _____

申請者 _____

氏 名 _____

様式第2号の2(第7条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

住 所
氏 名

誓 約 書

私は、甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金交付要綱第7条の規定による補助金の交付申請等に当たり、次のことについて誓約します。

- 1 山梨県が定めるアンケート調査について、甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書の日に属する年度の3月末日までに回答する。
- 2 アンケート調査に回答しなかった場合は、交付を受けた補助金を返還する。

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

甲斐市長



甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金について、次のとおり決定したので、甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

- 1 交付決定金額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 その他

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

甲斐市長



甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金については、次の理由により交付できませんので、甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

(理由)

様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

甲斐市長



甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金返還通知書

年 月 日付けで交付決定した甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金について、甲斐市遠距離通学定期券購入費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり返還するよう通知します。

- 1 返還金額： 円
- 2 返還期限： 年 月 日
- 3 返還方法：別紙戻入通知書による。
- 4 返還事由：